

# 天津市特許保護及び管理弁法

2005 年 11 月 17 日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

## 天津市特許保護及び管理弁法

### 天津市人民政府令

「天津市の特許保護及び管理弁法」は 2005 年 10 月 31 日付で、人民政府の常務委員会第 58 回会議で採択し、現在はそれを公布し 2006 年 1 月 1 日より施行する。

市長 戴相龍

2005 年 11 月 17 日

**第 1 条** 発明創造の特許権を保護し、特許権者の合法的權益を保護し、発明創造及び技術の革新を奨励し、社会主義の市場経済秩序を保護し、経済発展を促進し、「中華人民共和国特許法」、「中華人民共和国特許実施細則」及び関連法律、法規に基づき、本市の実情に照らし本条例を制定する。

**第 2 条** 本市の行政区域内における特許管理、特許保護及び関係活動に対し本条例を適用する。

**第 3 条** 市及び区、県の人民政府は特許業務に対し指導を強化し、特許の保護及び促進業務を国民経済と社会の発展計画に導入し、特許の保護と発展綱要を制定して、特許の創造と活用を奨励支持し、特許保護の法律、法規を厳格に執行し特許事業の発展に要する経費を保障しなければならない。

**第 4 条** 市の特許管理部門は、本市の特許業務主管部門であり、本市行政区域内の特許管理、処理、特許紛争の仲裁、他人の特許を詐称する及び非特許を特許であると詐称する行為を調査、処分し、当該弁法を実施する責任を持つものとする。

区、県の特許管理部門は、市の特許管理部門の指導の下、本市行政区域内の特許管理、処理、特許紛争の仲裁、他人の特許を詐称する及び非特許を特許であると詐称する違法行為の検査できるものとする。

発展改革、科学技術、経済貿易、教育、農業等の行政主管部門は、各自の職責に基づき関連する特許の保護業務を行うものとする。

**第 5 条** 市及び区、県の人民政府は知的財産権執務会議調和制度を確立し、関連職能部門の研究を統一して連絡調整し、特許等の知的財産権に関する重大問題を解決するものとする。

**第 6 条** 企業業務単位は特許管理制度を完全に確立し、具体的な特許の創造、実施、管理と保護等の業務を明確にしなければならない。企業は、特許製品の入荷確認制度を確立し、他人の特許を詐称する又は非特許を特許であると詐称する商品の販売を防止するものとする。

**第7条** 本市は特許を奨励し、比較的良好な経済効果と利益及び社会の効果と利益を生ずる優秀な特許又は特許業務において顕著な貢献をした単位及び個人に対して奨励を行うものとする。

**第8条** 関連業界協会は会員が特許を出願、実施することを奨励し、会員に自主的な特許権の保護を支持し、会員に他人の特許権を尊重するよう促し、会員のために特許コンサルティング等のサービスを提供しなければならない。

**第9条** 関連部門は、政府の財政資金を出資する研究開発、技術改良、ハイテク技術産業化等のプロジェクトに対して、特許権等の自主的知的財産権の権利獲得を審査の上許可し、審査、検収の重要な指標であると認めなければならない。

**第10条** 政府関連部門は所有する特許権の数量、品質、特許管理制度の構築状況を市ハイテク技術企業と市級企業技術センター等の認定、審査の重要な指標であると認めなければならない。

**第11条** 本市は企業単位及びその他の組織の特許の研究、開発活動及び製品の活性化を奨励し、その特許の研究開発費用は、国及び本市の規定に照らしてコスト費用として計上し、相応の税収の優遇政策を享受するものとする。

企業が特許を買い取る際に発生した費用は、関係規定に基づいてコストに算入することができる。

**第12条** 本市は特許申請資金援助専門資金を設立して、企業単位と個人の特許出願を奨励支持する。具体的な方法は、市の特許管理部門及び市の財政部門が制定するものとする。

**第13条** 政府の財政資金が出資する研究開発、技術改良、技術導入プロジェクト、ハイテク技術産業化等のプロジェクトの申請の場合には、申請者は関連行政主管部門に関連技術の特許文献検索報告書を提出しなければならない。

**第14条** 国有資産が移転する場合には、国の関連規定に照らし、特許等の無形資産に対して評価しなければならない。

**第15条** 次の掲げる状況の一つに当該する場合には、当事者は特許権の有効証明を提供しなければならない。

- (1) 特許広告を發表する場合。
- (2) 特許資産を評価する場合。
- (3) 税関に特許の輸入品に対して保護を請求する場合。
- (4) 特許の質権設定を行った場合。
- (5) 特許権の有効証明を提供する必要なその他の場合。

**第 16 条** 特許権を付与された単位は、職務発明創造の発明者、創作者に報奨又は報酬を与えなければならない。特許権を譲渡した場合には、他人に特許の実施許諾をした場合の規定を参照し、報奨又は報酬の給付する数量、日時及び方法等については、当事者が法に基づき約定するものとする。

事前約定しない場合には、次の掲げる規定に照らし、職務発明創造の発明者、創作者に報奨又は報酬を与えるものとする。

(1) 発明創造の特許権を付与された日より起算して3ヵ月以内に、発明者、創作者に報奨金を支給し、その報奨金は、法律、法規規定の最低基準を下回ってはならない。

(2) 特許が実施された経済効果を得た後、特許権の有効期間内に、毎年当該の発明特許又は実用新案特許の項目の実施により得られる利益について税引後5%以上を、又は当該意匠の実施により得られる利益については税引後1%以上を、報酬として発明者又は創作者に支給しなければならない。上記の比例に基づき、発明者又は創作者に対し1回のみの報酬を支給するものとする。

(3) 特許技術の譲渡又は他人の実施を許諾する場合に、譲渡、許諾を獲得した後3ヵ月以内に税引後の利益より30%以上の比例を計算し、報酬として発明者又は創作者に支給しなければならない

**第 17 条** 特許代理、特許資産評価、特許検索等の仲介サービス機構及びその従事者は、法律、法規の規定を遵守し、次の掲げる行為をしてはならない。

(1) 不正な手段を用いて業務を誘致してはならない。

(2) 虚偽な報告を提出してはならない。

(3) 当事者と内通して不正な利益を取得してはならない。

(4) 特許権の権利者、その他の当事者の合法的利益と社会公共利益に損害を与えてはならない。

**第 18 条** 展覧会、博覧会、交易会等の主催者は、これに参加する特許表示のある製品又は技術に対して、その特許権有効証明又は特許権の実施許諾契約書を調査確認することができる。特許権有効証明又は特許権の実施許諾契約書を提供しない場合には、それが特許製品又は特許技術の名義を用いて展示に参加することを拒絶することができる。

**第 19 条** 如何なる単位及び個人も他人の特許権を不法に実施し、他人の特許を詐称する及び非特許を特許であると詐称してはならず、前項における行為に対して、製造、販売、使用、輸送、展覧、広告、印刷、隠匿等の便宜を提供してはならない。

**第 20 条** 特許権者の許諾を得ず、その特許を実施し、特許権侵害紛争が生じた、当事者が協議に応じない又は協議が合意に達しなかった場合には、特許権者又は利害関係人は法に基づき市の特許管理部門に処理を請求することができ、また、直接、人民法院に提訴することができる。

**第 21 条** 市の特許管理部門に特許権侵害紛争処理を請求する場合には、次に掲げる要件に該当しなければならない。

- (1) 請求者が特許権者又は利害関係人である場合。
- (2) 被請求者を明確に特定することができる場合。
- (3) 明確な請求事項及び具体的な事実、理由が存在する場合。
- (4) 市の特許管理部門の案件受理範囲と管轄に属する場合。
- (5) 当事者が当該特許権侵害紛争について人民法院に提訴していない場合。

市の特許管理部門に特許権侵害紛争処理を請求する場合には、申請書及び関係証拠を提出しなければならない。

**第 22 条** 市の特許管理部門に特許権侵害紛争を処理する場合には、当事者の申請又は案件の必要性に基づいて、関係単位に技術の鑑定の実施を委託することができる。

**第 23 条** 当事者は次に掲げる特許紛争について市の特許管理部門又は区、県の特許管理部門に調停を申し立てることができる。

- (1) 特許権侵害の賠償金額に関する紛争
- (2) 特許出願権と特許権の帰属に関する紛争
- (3) 職務発明創造の発明者又は創作者の報奨及び報酬に関する紛争
- (4) 発明特許出願公告後、特許権が付与される前に発明が実施され、適切な使用料が支払われないことに関する紛争
- (5) 発明者、創作者の法的地位に関する紛争

特許紛争の調停を申し立てる場合には、申請書及び関係証拠を提出しなければならない。

当事者は調停を経て合意に達した場合には、調停協議書を作成しなければならない、当事者双方が署名又は捺印し、10 日以内に市の特許管理部門に登録するものとする。調停が成立しなかった場合には、当事者は法に基づき人民法院に提訴することができる。

**第 24 条** 如何なる単位及び個人も市及び区、県の特許管理部門に対し他人の特許を詐称する行為、非特許を特許であると詐称する行為を告発することができる。

市及び区、県の特許管理部門は、告発制度を確立し、告発方法を周知させ、告発者の秘密を保持しなければならない。他人の特許を詐称する行為、非特許を特許であると詐称する行為を摘発、告発する及び特許の違法行為を調査、処分することを援助する単位又は個人に奨励を行うものとする。

**第 25 条** 市の特許管理部門による特許権侵害紛争の処理及び他人の特許を詐称及び非特許を特許であると詐称する行為の調査、処分において、次に掲げる職権を法に基づき行使することができる。

- (1) 当事者、利害関係者と証人に質問する。

- (2) 事件と関係がある管理資料、契約、図面、帳簿等の資料を調査、複製する。
- (3) 検査、写真撮影、録画、測量等の方法を採用し、現場検証を行う。
- (4) サンプルを抜き取り、証拠収集を行う、案件の関係物品を登録、保存する。
- (5) 案件と関係があるその他の状況を調査する。

調査対象の単位及び個人は、登録、保存をされた証拠を廃棄又は移転してはならない。

**第 26 条** 本弁法の第 13 条、第 14 条、第 15 条の規定に違反し、損失を与えた場合、所属する単位又は上級の主管部門が直接責任者に行政処分を与える、又は業務の団体協会が懲戒を行うものとする。犯罪に当該する場合には、司法機関が法に基づき刑事責任を追及するものとする。

**第 27 条** 本弁法の第 17 条の規定に違反した場合、市の特許管理部門による情況に基づき 5000 元以上 3 万元以下の罰金に処するものとする。当事者に損失を与えた場合には、法に基づき賠償責任を負うものとする。犯罪に該当する場合には、法に基づき刑事責任を追及するものとする。

**第 28 条** 市の特許管理部門は、特許権侵害行為が成立すると認定し、処理を決定した場合には、次に掲げる規定に従い権利侵害行為を制止するための措置を講じなければならない。

(1) 権利侵害者が特許製品を製造している場合には、権利侵害者に直ちにその製造行為を停止し、権利侵害製品を製造するための専用の設備又は鋳型を廃棄するよう命じ、且つ未販売の権利侵害製品を販売、使用又はその他の方法によりそれを市場に供給してはならないことを命じる。

(2) 権利侵害者が特許方法を実施している場合には、権利侵害者に直ちにその使用行為を停止し、特許方法を実施するための専用の設備又は鋳型を廃棄するよう命じ、且つ特許方法により直接得られる権利侵害製品を販売、使用又はその他の方法によりそれを市場に供給してはならないことを命じる。

(3) 権利侵害者が特許製品を販売又は特許方法により直接得られる製品を販売している場合には、権利侵害者に直ちにその販売行為を停止するよう命じ、且つ未販売の権利侵害製品を販売、使用又はその他の方法によりそれを市場に供給してはならないことを命じる。

(4) 権利侵害者が特許製品を販売又は特許方法により直接得られる製品の販売を許諾している場合には、権利侵害者に直ちにその許諾行為の停止、影響の除去を命じ、且つ実質的な如何なる販売行為も行ってはならないことを命じる。

(5) 権利侵害者が特許製品又は特許方法により直接得られる製品を輸入し、それがすでに本市に搬入されている場合には、権利侵害製品を販売、使用又はその他の方法によりそれを市場に供給してはならないことを命じる。

(6) 権利侵害者が生産経営を目的として特許権侵害製品を使用している場合には、権利侵害者に直ちに使用行為を停止するよう命じる。

前項の第 (1) 号、第 (2) 号、第 (3) 号、第 (5) 号、第 (6) 号に規定される措置を講

じても権利侵害行為を制止することができない、又は権利侵害製品の保管が困難な場合には、市の特許管理部門は、権利侵害者に権利侵害製品を廃棄又は破壊するよう命じることができる。

**第 29 条** 複数回に渡り、故意に特許権侵害行為を実施する単位又は個人に対して、市の特許管理部門は本弁法第 28 条の規定に従い権利侵害行為を制止するための措置を講じる以外に、1 万元以上 3 万元以下の罰金に処することができる。

**第 30 条** 他人の特許を詐称する場合には、法に基づき民事責任を負う以外に、市の特許管理部門が是正を命じ、公告を出し、違法所得を没収し、かつ違法所得の 3 倍以下の罰金に処することができる。違法所得がない場合には、5 万元以下の罰金に処することができる。犯罪を構成する場合は法に基づき刑事責任を追及するものとする。

非特許製品を特許製品であると詐称し又は非特許方法を特許方法であると詐称した場合には、市の特許管理部門が是正を命じ、かつ公告を出し 5 万元以下の罰金に処することができる。

他人の特許を詐称する又は他人の特許権を詐称するために便宜条件を提供した場合には、市の特許管理部門が是正を命じ、1000 元以上 1 万元以下の罰金に処することができる。情況に基づき 1 万元以上 3 万元以下の罰金に処することができる。

**第 31 条** 本弁法第 25 条の規定に違反し、特許の行政法律執行官の法に基づく職務の遂行を拒絶、妨害し、治安管理中に違反する行為に該当する場合には、公安機関により治安管理处罰の関連規定に基づき処罰するものとし、犯罪に該当する場合には、法に基づき刑事責任を追及するものとする。

**第 32 条** 市及び区、県の特許管理部門の職員及びその他の国家機関の職員が、特許業務の職務懈怠、職権濫用する場合には、法に基づき行政処分を行うものとする。汚職が犯罪に該当する場合には、法に基づき刑事責任を追及するものとする。

**第 33 条** 本条例は、2006 年 1 月 1 日から施行する。